

2. 広島県腫瘍登録事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、広島県におけるがんの罹患率および生存率の推計等を行い、これをがん対策推進のための基礎資料とし、もって広島県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 広島県医師会（以下「医師会」という。）は、前条の目的のため、広島県内の住民を対象に、悪性腫瘍、良性腫瘍に関する資料を収集する。

(事業の実施)

第3条 医師会は、事業の実施のために腫瘍登録委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、本事業の実施に当り、関係する医療機関と連絡を取り、事業の運営に支障がないよう努めるものとする。
3. 委員会の下に、本事業の実務を行うために、腫瘍登録実務委員会を置く。

(資料の収集)

第4条 収集する資料は、医療機関からの届出情報および死亡小票とする。

(資料の管理)

第5条 医師会内に腫瘍登録室を置き、資料の管理と保存を行う。

(業務の委託)

第6条 医師会は、本事業に係る業務を財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）に委託する。
2. 放影研は、業務委託に関する覚書に基づき、事業を推進する。

(資料の提供)

第7条 資料の利用に関する事項を扱うため、委員会の下に、腫瘍登録資料利用審議委員会を置く。
2. 資料利用の申請が提出された場合は、腫瘍登録資料利用審議委員会にて協議、決定する。
3. 資料の利用申請、承認等は広島県腫瘍登録資料の利用手続要項に従って行う。

(事業報告)

第8条 委員会は、毎事業年度、広島県腫瘍登録報告書を作成し、公表する。

(成果報告)

第9条 委員会は、必要に応じて関連する学会及び医学専門誌、厚生労働省、文部科学省等による研究班などにおいて事業の成果を発表する。

(秘密の保持)

第10条 この業務に従事した者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
2. 事業報告書を作成するに当たっては、個人の氏名等プライバシーに関する情報は秘匿して行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会で協議し決定する。

附 則

この要領は、平成10年12月22日から実施する。